規約

浜松北高同窓会結婚相談室
顧問　　弁護士　長野哲久

1 目的

結婚相談室所属の相談員が、登録会員を紹介し､相談に応じるなどにより、
会員相互の婚姻活動を支援します。

2 入会資格

(1) 入会資格は以下のとおりとします。
① 当校同窓会会員または同窓会会員の親族（兄弟姉妹・子・孫・甥姪）
② 当相談員の推薦を受けた方
③ その他ご希望の方で事前に相談を受けた方

(2) 入会にあたっては開室日に面接･審査があり､入会が認められない場合もあります。
この場合理由の説明は致しません。

3 入会手続き

(1) 申込書・写真に入会料と登録料を添え、開室日に本人が来室の上手続きしてください。
但し本人の来室が困難な場合は、ご相談ください。

(2) 詳細は、ホームページの入会概要をご覧ください。

4 諸費用

(1) 諸費用は以下のとおりとします。
① 入会料　　10,000円
② 登録料　　3,000円　（入会から1年間有効）
③ 再登録料　　3,000円　（再登録時から1年間有効）
④ 成立料　　30,000円　（ご両家合わせて）

(2) お引き合わせ料はいただきません。

(3) 諸費用はいかなる場合でもお返しいたしません。

5 相談室の役割

(1) 相談室を月2回程度北高同窓会館にて開催し、相談を受け付けます。

(2) 申込み相手に連絡を取ります。

(3) 双方をお引き合わせします。

(4) 詳細は、ホームページのご成婚までの流れをご覧ください。

6 再登録・退会手続き

(1) 入会から1年が経過した時、ご希望の方は2か月以内に再登録をしてください。
以後の再登録も同様となります。

(2) 退会手続きは、書面またはメールで、必ずその旨を通知してください。

(3) 預かりの書類及び写真は、退会時に当方で破棄処分します。

7 会員資格の喪失

(1) 以下のいずれかに該当した場合、相談室から資格を喪失した旨の通知をします。
① 会員及び相談員に対して不相応な言動があった場合
② 規約違反があり、その遵守要請が受け入れられない場合

(2) 会員資格の喪失に不服申し立てがある場合は、その理由を書面にて記載の上、
相談室に送付してください。（電話での申し立ては受け付け致しかねます）

8 注意事項

(1) お見合以降の経過は、担当の相談員に必ず報告してください。

(2) 相談室で得た一切の情報は、在籍中も退会後も秘密厳守してください。

改定 2023年11月1日